

藏田新市長のもとで、初の予算成立

平成18年第2回臨時会において市長提案の予算案可決

平成18年第2回（6月）定例会では、諮問・同意案・条例案等22件と新年度予算案27件、議員提出議案1件の計50件の議案を審議しました。

定例会初日には45議案が提案されました。そのうち諮問1件と同意案2件は、定例会初日に審議し、それぞれ可決しました。また、新年度予算案を除くその他の議案については、所管の常任委員会に付託しました。その後、委員会での審査を経て、定例会2日目に各委員長の報告、討論、採決を行い、すべて提案どおり可決しました。

新年度予算案については、新市長のもとでの初めての予算案で、前年度と比較して2・1%の減となるものです。この主な要因は、普通建設事業費の対前年度比11・8%の減や、扶助費の2・9%減などによるものです。

付託された予算特別委員会では、9日間におよぶ審査を行いました。予算特別委員会最終日には、市長から提出された一般会計予算案（原案）に新庁舎建設のための予算が計上されていないことから、委員20名が、

庁舎建設のための費用7970万円を盛り込んだ一般会計予算案の修正案を提出しました。そのため、原案、修正案両方についての採決を予算特別委員会で行った結果、どちらも過半数には至らず、両方の予算案を否決しました。また、その他の特別会計予算案についてはすべて市長の提案どおり可決しました。

定例会7日目には、予算特別委員長が委員会での審査結果を報告した後、20名の議員から、予算特別委員会で提出されたものと同様の、一般会計予算案に対する修正案が議長に提出されました。これを受け、原案、修正案について討論、採決を行いました。その結果、まず修正案を可決し、次に修正議決した部分を除く原案を可決しました。また、その他の特別会計予算案については、すべて市長の提案のとおり可決しました。

また、追加して提案された教育委員会委員の任命や助役の選任などの同意案4件については、提案どおり可決しました。

定例会終了後、定例会での議決結果を受けて、市長は6月30日に、議

長に対し、庁舎建設費用を加え修正された一般会計予算案についての再議（※）を請求しました。

そのため、7月6日には第2回臨時会が開かれ、再議が行われました。

再議の結果、定例会7日目の修正議決は、要件である出席議員の3分の2以上の賛成（特別多数議決）に達しなかったことから否決となりました。そして、市長が提案した原案を採決した結果、原案を可決しました。

（注）特別多数議決について

通常、採決では出席議員の過半数の賛成により可決されますが、今回は3分の2以上の賛成が必要となります。

議員や市長の身分の喪失に関わるようなものや住民の利害に重大な影響を与える案件では、より慎重な意思決定が必要であることから、法律により出席議員の3分の2以上などといったより厳しい要件が定められています。これを特別多数議決といいます。

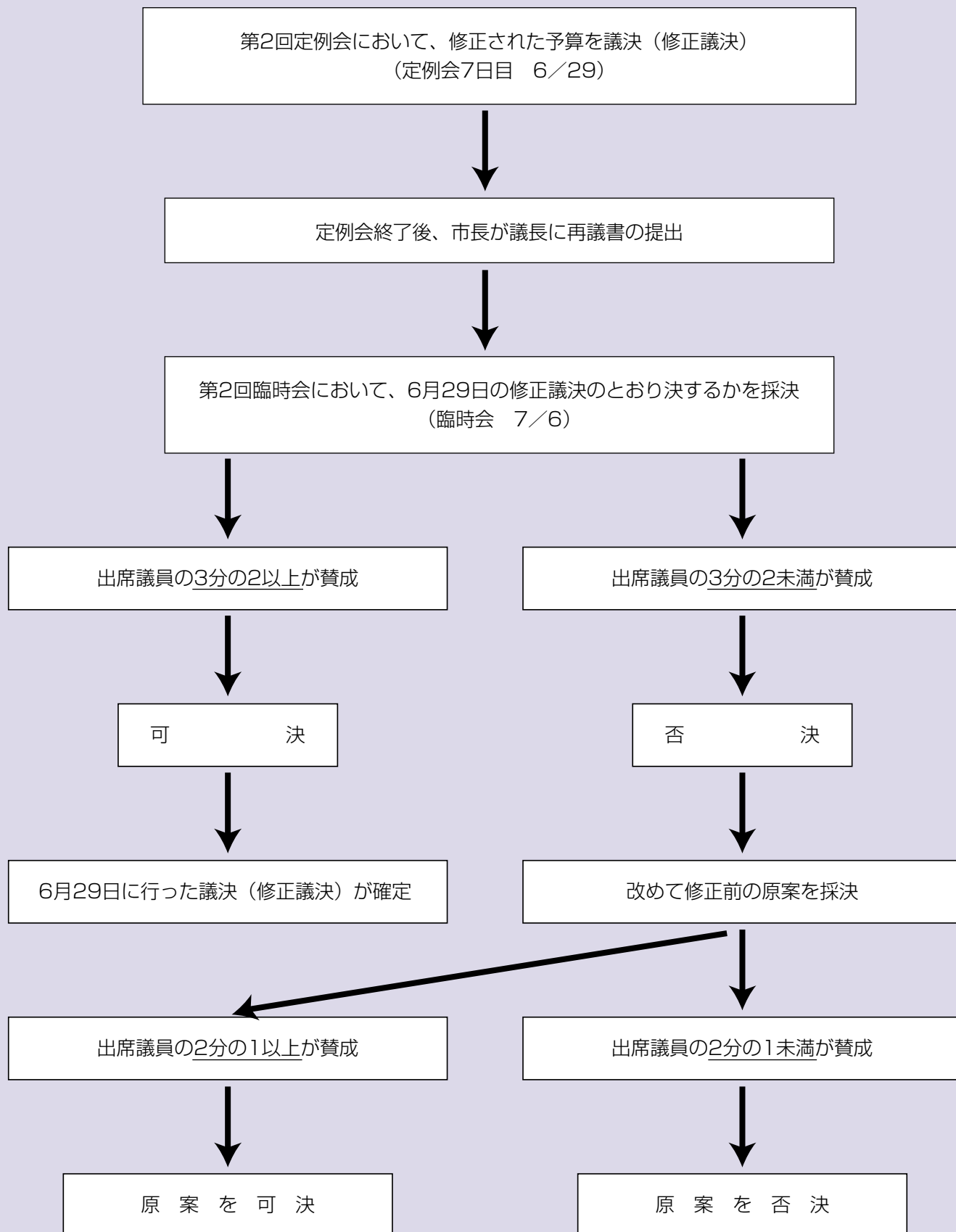
※再議とは・・・

地方自治法に定められた手続きで、議会が行った議決に対して、市長が審議のやり直しを求める行為。

市長から再議の請求が議長になされると、議会が行った議決はいったん議決される前の状態に戻ります。その上で、再度採決を行い、出席議員の3分の2以上が前回と同様の議決に賛成すればこの議決は確定します。

賛成者が3分の2に満たない場合、この議決は否決となります。そして、予算案の修正の場合、改めて修正される前の市長が提案した予算案（原案）を採決します。この場合は、過半数の賛成者をもって可決されます。

再議の流れ



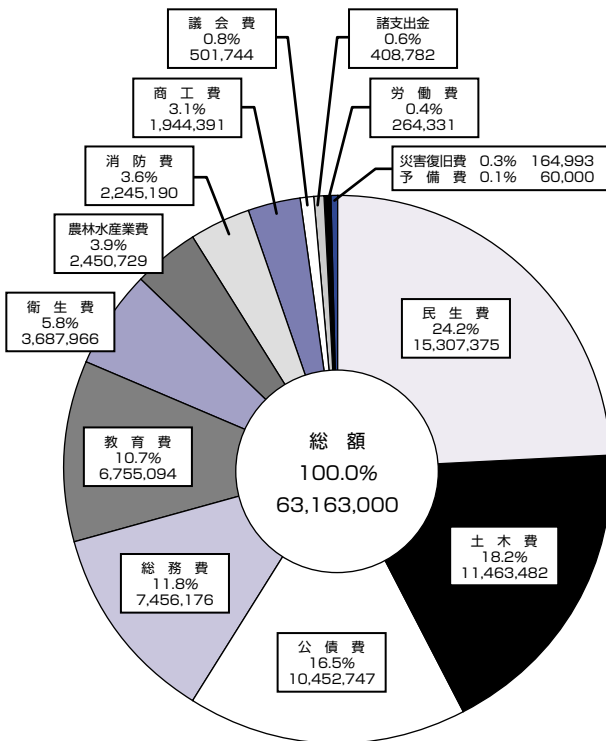
平成18年度予算の概要

重点施策

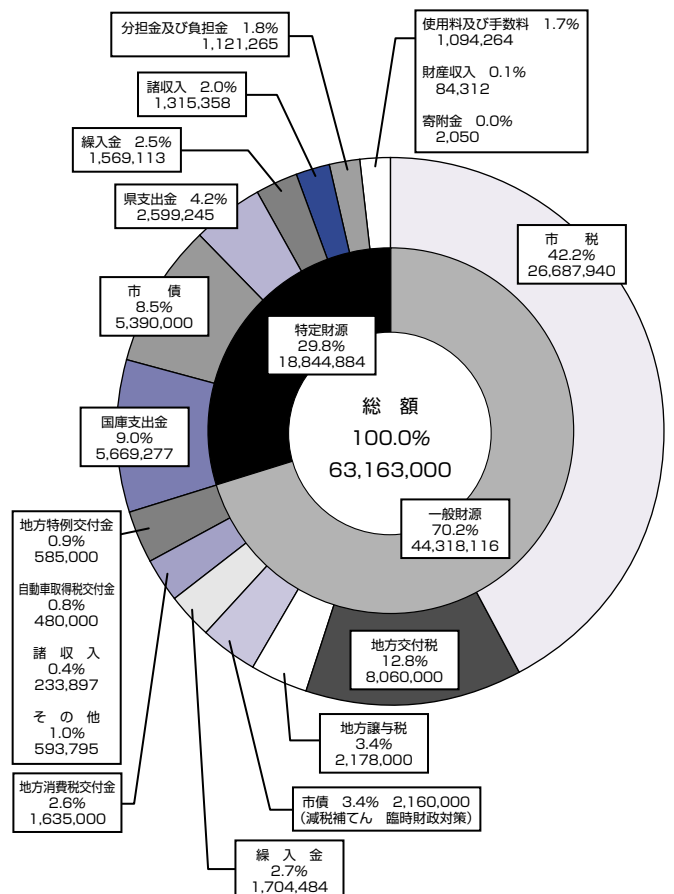
「豊かな自然環境・文化・歴史を活かしたまちづくり」
 「国際・学術・技術・研究機能を活かしたまちづくり」を目指して
 「県央の交通拠点性を活かしたまちづくり」

- ・さらなる発展と利便性の高い暮らしのための基盤づくり
- ・安全で快適な生活環境づくり
- ・誰もが安心して暮らせる地域づくり
- ・知的資源を活用した地域づくり
- ・多彩で活力あふれる産業づくり
- ・豊かな資源を活用した交流ネットワークづくり
- ・個性と創造性あふれる人づくり
- ・施策の推進に向けて

歳出予算款別構成図 (単位: 千円)



歳入予算款別構成図 (単位: 千円)



《予算特別委員会の審査概要》

● 一般会計予算

▽ 委員からの主な意見・要望

- ・合併特例債事業の早期かつ計画的な実施を望む。
- ・公共交通の検討では、他市の成功例を参考にし、市営バスの導入などの検討を。
- ・高度情報化の推進へ向け、専門部署の設置を。
- ・不審者情報とあわせた子育て情報の提供の継続を望む。
- ・民設民営による保育所整備に当たっては、保護者との十分な協議を。
- ・全国に誇れる新学校教育レベルアッププランの策定を。
- ・小・中学校耐震調査の結果を踏まえ、早期の対応を。
- ・ペットボトル等処理施設稼働にあわせて分別収集の周知徹底を図り、事業系ごみ問題などへの対応を。
- ・企業誘致を積極的に推進するため、新たな工業団地の建設への取り組みを。
- ・道路、農業用施設などの生活関連基盤の整備については、安全・安心対策として必要な予算の増額を。
- ・新庁舎建設については、市政を後退させないよう、これまでの協議経過などを踏まえ、事業を継続するとともに、今後の県地域事務所のある方の方向性が示される時期の確認を。
- ・市税などの収納率の向上に向け、専門部署を設置するなど、引き続き努力を。

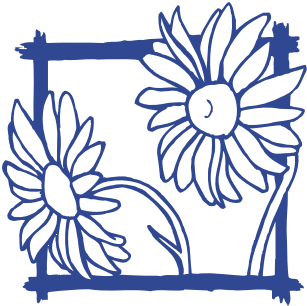
- ・PFI手法の活用を。
- ・非常事態発生時の危機管理対策を。
- ・福祉タクシー券の充実を。
- ・安全マップの活用を。
- ・各地域の実態に応じた商工会議所、商工会への助成を。
- ・県から権限移譲を受けた建築確認事務に対応できる人員の確保と専門知識を有する人材の活用を。

▽ 一般会計予算に対する修正案の提出 (提案理由)

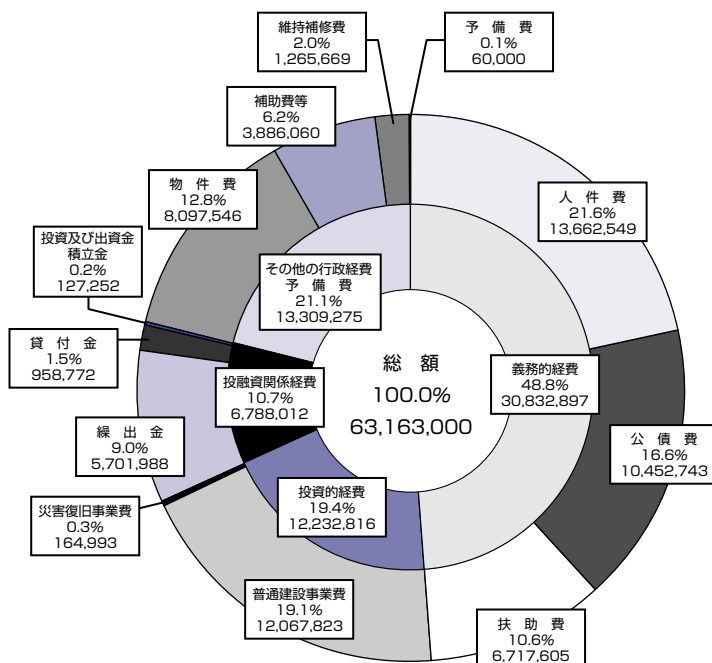
新市建設計画の核となる新庁舎建設は、国の三位一体改革などにより財源保障が極めて流動的な中、建設時期を間違えると新市建設計画の実設計画の実現に支障を来すことから、早急に建設すべきである。

(修正内容)

新庁舎基本設計費7000万円及び地質調査費970万円の、あわせて7970万円の増額。



歳出予算性質別構成図 (単位:千円)



▽委員会における原案への賛成討論

起債残高の増など厳しい財政状況の中、新市建設計画実現のために財政推計を改めて行うべきである。庁舎建設は、教育、福祉などとあわせて全体計画と財源構成を含めて見直すべきである。優先順位を明確にするなかで庁舎建設は改めて検討すべきである。暫定予算に庁舎建設費用が盛り込まれなかったことから、新庁舎建設は新市長の判断に委ねられたものであり、原案は民意を尊重した予算となっている。市のまちづくりのスタートラインに当たつての原案に示された方向性は大切である。

▽委員会における原案、修正案両方への反対討論

庁舎建設以前に市民の暮らしを守る施策を優先するべきである。小・中学校の耐震調査への取り組みなど評価できる点はあるが、高齢者への増税、ひとり親家庭や重度心身障害者へ新たに求める医療費一部負担、大規模学校給食センターの建設、就学援助の基準などの問題に対応した予算となっていない。

▽委員会における修正案への賛成討論

庁舎建設はこの機を逃すと前へ進まない。庁舎建設を3年間凍結する正当な理由がない。地方分権への対応、より高度な住民サービスの提供のための効率的・機能的な行政、災害時の拠点確保、福祉・教育の充実の継続実施のため、庁舎建設に早急に取り組むべきである。

合併特例債の範囲が狭くなっており、庁舎建設の先延ばしには不安がある。早急に取り組むことで市民サービス向上につながる大きな要素となる。

▽委員会の意見・審査結果

採決の結果、原案、修正案とも賛成少数により否決すべきものと決した。

●特別会計・企業会計予算

▽委員からの主な意見・要望

- ・地域包括支援センターについて、PR事業の継続した取り組みを。
- ・西条地域、西部地域の地域包括支援センターの適正な場所への早急な設置を。
- ・農業集落排水事業を、各地域において運営できるための取り組みを。
- ・水道事業に係る財政見直しを。

▽委員会での反対討論

国民健康保険における介護保険第2号被保険者に係る保険料の引き上げ、老人保健における医療費改定に伴う居住費・食費の新たな負担、介護保険法改正に伴う居住費・食費の新たな負担を高齢者に求めている予算となっている。

▽委員会の意見・審査結果

採決の結果、すべての特別会計、企業会計について、賛成多数により可決すべきものと決した。

《新年度予算について

本会議で行われた討論

●一般会計予算

▽原案への賛成討論

起債残高が増加し財政状況が逼迫する中、市の教育、福祉、安心安全、均衡ある発展のために新庁舎建設が最優先課題とは思わない。

新庁舎建設のスケジュールを変更してでも市民の視点から新市のまちづくりについて考える必要がある。大規模給食センター用地取得については賛成できないが、新たなまちづくりのスタートに当たり、民意を酌み、検討を加えながら歩むその政治姿勢を評価する。

今年度庁舎建設費用を予算計上しなくとも、長期的なスパンでみれば大きな遅れにはならない。市長選のしこりで市政が停滞してはならない。速やかに原案を可決し今年度の施策を実行に移すべきである。

庁舎建設の凍結は新市長の選挙公約である。前市長は今年度予算を暫定予算とし、庁舎建設などの方針すべてを新市長に託されたことから、選挙結果がすべてである。

▽原案、修正案両方への反対討論

庁舎建設に当たっては、市民の意見を聞きながら進めるべきである。一人当たりの市民税が年々減っていく中、市民の生活をどう守っていくか考える時間が必要であり、庁舎建設の時期は改めて検討すべきである。企業立地助成には9億円もの予算

が盛り込まれている一方、医療費などへの軽減策はなく、就学援助制度の改善も見られない。市民の負担を軽減すべきである。

▽修正案への賛成討論

市の拠点性を高めるには地域事務所の機能を高めるべきであり、市庁舎として活用すべきではない。また、庁舎建設を凍結する期間である3年間には根拠がない。災害時の防災拠点として耐えうる庁舎を早期に建設すべきである。

新庁舎建設の3年間凍結は市長選挙での公約だが、地方交付税が減額される中、3年後の合併特例債のあり方には不安がある。市民より情報源を多く持つ議員が庁舎建設への決断をすべきである。

●特別会計・企業会計予算

▽反対討論

介護納付金の不足分5500万円は、税率の引き上げでなく、すべて基金の取り崩しにより補うべきである。高齢者は高騰する医療費負担に苦しんでおり、老人保健制度そのものの抜本的改善が必要である。介護保険制度の改定による負担増で高齢者の生活は圧迫されている。制度内容を充実させるべきである。

区 分		平成18年度予算額	平成17年度予算額
一 般 会 計		631億6,300万0千円	644億9,600万0千円
特 別 会 計	住宅新築資金等貸付事業	1,910万1千円	2,356万6千円
	公共下水道事業	79億2,302万0千円	84億2,393万9千円
	東広島中核工業団地污水处理施設事業	1,962万1千円	1,845万0千円
	原地区工業団地污水处理施設事業	427万8千円	387万0千円
	志和流通団地污水处理施設事業	1,169万9千円	1,148万8千円
	黒瀬地区工業団地污水处理施設事業	683万3千円	706万7千円
	河内臨空団地污水处理施設事業	684万6千円	591万5千円
	農業集落排水事業	5億3,291万4千円	2億7,896万5千円
	東広島駅前土地区画整理事業	5億5,375万7千円	7億1,524万1千円
	ひがしひろしま墓園管理事業	2,715万2千円	3,164万7千円
	特定地域生活排水処理事業	1,154万4千円	1,333万5千円
	安芸津港湾事業	956万6千円	943万1千円
	国民健康保険	131億8,105万7千円	128億9,272万5千円
	老人保健	149億9,602万8千円	152億1,063万6千円
	介護保険	95億8,449万2千円	92億3,613万4千円
	財産区（管理会）	1,483万7千円 （10管理会）	754万8千円 （10管理会）
計		469億 274万5千円	468億8,995万7千円
合 計		1,100億6,574万5千円	1,113億8,595万7千円

■水道事業会計

区 分	平成18年度業務予定量・予算額	平成17年度業務予定量・予算額
給水戸数	62,900戸	61,340戸
年間総配水量	17,183,000m ³	17,278,572m ³
一日平均配水量	47,077m ³	47,339m ³
収益の収入	42億5,465万3千円	42億8,280万9千円
収益の支出	42億9,492万0千円	42億8,657万4千円
資本の収入	8億3,666万7千円	11億2,892万6千円
資本の支出	18億4,743万8千円	22億2,666万5千円

常任委員会に

付託して可決した案件

【総務委員会付託案件】

●上三永財産区基金条例の一部改正
財産管理運営事業に係る財源が不足するため、上三永財産区基金の一部を取り崩し、その財源に充てるもの。

●税条例の一部改正

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の所得割の税率の一律化、市たばこ税の税率の引き上げなどを行うもの。

〈反対討論〉

前回の税制改正では、高齢者や低所得者の市税、国民健康保険税などに大変な影響を与えたが、今回の定率減税の廃止は、高齢者や低所得者へさらなる負担増を強いることとなる。

●非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、退職報償金の支給額の一部を引き上げるもの。



【文教厚生委員会付託案件】

●財産の取得

(仮称) 東広島学校給食センターの建設用地を買い入れるもの。
予定価格
2億3052万253円

●契約の相手方

ビステオン・ジャパン株式会社

〈反対討論〉

食育の後退や衛生面のリスク、地産地消や地域経済への影響、配送時の交通渋滞など、大規模センター化には多くの問題がある。自校方式やミニセンターとの比較検討を十分行っていない。自校方式とミニセンター方式を併用すべきである。

●財産の処分

芸術文化の振興に要する資金とするため、平田周子芸術文化振興基金の土地を売り払うもの。
予定価格
5600万円

●契約の相手方

友和建設工業有限公司

●財産の減額貸付けの変更

土地の評価額の下落に伴い、社団法人東広島地区医師会に貸し付けている東広島保健医療センター敷地の年間貸付料を25万3600円引き下げ、122万7000円に変更するもの。

●重度心身障害者医療費支給条例の一部改正

県が行う重度心身障害者医療費公費負担制度の改正に合わせ、平成18年8月1日から、医療費の支給対象者が医療機関等ごとに1日200円(平成20年7月31日までの間にあつては100円)の一部負担金を支払う制度を新設するもの。

〈反対討論〉

受益に対する応分の負担の考え方は重要だが、近年応能負担から応益負担へ傾きつつある。障害者の収入状況などの生活実態を把握した上での納得の得られる説明がされていない。

〈賛成討論〉

制度の継続・維持のためやむを得ない措置である。2年間の経過措置の後、財政状況を勘案し、再検討することによりよい制度改正となる。

●ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正

県のひとり親家庭等医療費公費負担制度の改正に合わせ、平成18年8月1日から、医療費の受給者が医療機関等ごとに1日500円(平成20年7月31日までの間にあつては250円)の一部負担金を支払う制度を新設するもの。

〈反対討論〉

ひとり親家庭の実態把握がなく、条例改正が与える影響が許容範囲かどうかを判断する材料が乏しい。低所得世帯の多いひとり親家庭に対し、改めて負担を求めている。

〈賛成討論〉

制度の継続・維持のためにはやむを得ない措置である。2年間の経過措置の後、財政状況を勘案し、再検討することによりよい制度改正となる。

●国民健康保険税条例の一部改正

介護保険の第2号被保険者に係る介護納付金の納付額と課税額の均衡を図るため、40歳以上65歳未満の国民健康保険の被保険者が属する世帯の納税義務者に課する介護納付金課税額の税率を引き上げるとともに、低所得世帯に対する介護納付金課税額の減額措置について、その減額する額を引き上げるもの。

〈反対討論〉

介護納付金の不足分5500万円は、税率の引き上げでなく、すべて基金の取り崩しにより補うべきである。

●国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険の被保険者の出産時の負担軽減を図ることを目的として、出産育児一時金の額を、平成18年10月1日から5万円引き上げ、35万円とするもの。



【市民経済委員会付託案件】

●農業集落排水事業減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定

農業集落排水事業に係る県の支援制度の見直しにより、今年度から下水道事業償還基金交付金が交付されることに伴い、農業集落排水事業減債基金を設置するもの。

【建設委員会付託案件】

●市道の路線の廃止

西条駅前土地区画整理事業の工事完了等に伴い、起点や終点を変更するなど市道10路線を廃止するもの。

●市道の路線の認定

西条駅前土地区画整理事業地内道路やこの区域に接する道路12路線と新設・改良道路2路線、合計14路線を市道として認定するもの。

●公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部改正

安芸津町の区域の下水道整備に伴い、当該区域の公共下水道事業に係る受益者負担金の額を、1㎡当たり600円とするもの。

●水洗便所改造資金貸付条例の一部改正

水洗便所改造資金の貸し付けを受けることができる工事について、公共下水道等の処理開始の告示日から3年以内としていた要件を、告示日以後の工事に緩和するもの。

委員会への付託を省略して

可決した案件

●人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
東広島市西条町田口257番地4

下満 武雄

●公平委員会委員の選任の同意

東広島市西条町御蘭宇1072番地2
坪内 博實

●固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

東広島市河内町河戸1160番地
吉原 光男

●教育委員会委員の任命の同意

東広島市西条朝日町13番22-607号
岸田 正之

●教育委員会委員の任命の同意

呉市吉浦上城町1番12号
木村 清

●助役の選任の同意

東広島市高屋高美が丘六丁目14番7号
笹岡 秀人

●固定資産評価員の選任の同意

東広島市高屋高美が丘六丁目14番7号
笹岡 秀人

議員提出議案を可決しました

●議員派遣

全国市議会議長会米国・カナダ都市行政視察、姉妹都市訪問、全国都市問題会議にそれぞれ議員を派遣するもの。

〈反対討論〉

全国市議会議長会米国・カナダ都市行政視察については、市の財政状況が厳しい中、市民からも大変強い批判が出ていることから、自粛すべきである。

第2回定例会で可決した案件

- 条例案等 15件
- 新年度予算案 27件
- 諮問 1件
- 同意案 6件
- 議員提出議案 1件

新副議長 決まる

平成18年第2回定例会では、井原修副議長の辞職が許可され、選挙の結果、寺尾孝治議員が副議長に当選されました。



副議長 寺尾 孝治

○選挙管理委員の選挙

東広島市西条町助実331番地
森田 貢司

東広島市志和町志和東83番地
水木 正英

東広島市黒瀬町小多田1093番地
北土井 好夫

東広島市河内町中河内740番地1
末政 欣吾

○選挙管理委員補充員の選挙

東広島市八本松町飯田437番地7
西本 慶子

東広島市安芸津町三津4638番地
大木 昇三

東広島市豊栄町吉原3255番地
片島 文憲

東広島市高屋町高屋東2769番地1
朝原 剛平

○議会運営委員会委員の辞任・選任

・辞任 寺尾 孝治
・選任 佐々木靖幸

○竹原広域行政組合議会議員の選挙

・辞職 井原 修
・当選 寺尾 孝治